(趣旨)

第1条 この要領は、地域の魅力・活力共創事業(喜入)において作成された「喜び入るまち」ロゴ・イラスト(以下「ロゴ等」という。)を使用する場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(ロゴ等の目的等)

第2条 ロゴ等は、喜入地域で使われているフレーズ「喜び入るまち」を、広く市内外に浸透 させるために作成されたものである。

(ロゴ等の仕様)

- 第3条 ロゴ等の仕様は、提供データをそのまま使用することとし、「喜び入るまち」のフレーズと併せて使用しなければならない。
- 2 ロゴ等に関する一切の権利は、市に属する。

(使用申請)

第4条 ロゴ等の使用を希望する者は、「喜び入るまち」ロゴ・イラスト使用申請書(様式第 1号)を「鹿児島市長」(以下「市長」という。)に提出しなければならない。

(使用承認)

- 第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査する。審査の結果、使用を 承認するときは、データの送付をもって承認する。
- 2 ロゴ等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しないこととする。
- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を損なうおそれがあると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するおそれがあると認められる場合
- (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあると認められる場合
- (5) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがあると認められる場合
- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあると認められる場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2 条に定める営業を行う者が使用するおそれがある場合
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2 号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規 定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団 員と密接な関係を有する者が使用するおそれがある場合
- (9) 市への誇りと愛着を持たない者が使用するおそれがある場合
- (10) ロゴ等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (11) ロゴ等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(12) その他、市長が不適当と認める場合

(使用料)

第6条 ロゴ等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第7条 使用する者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
- (1) 当該使用に係る物品の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと
- (2) 当該使用に係る物品を原因とする事故に対しては、市は一切の責任を負わない
- (3) ロゴ等を商品化した製作物等を商標登録しないこと

(使用承認の取消)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、「喜び入るまち」ロゴ・イラスト使用承認取消通知書(様式第2号)を送付し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。
 - (1) 使用者がこの要領に違反していると認められる場合
- (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第5条第2項のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他ロゴ等の使用の継続が不適当であると認められる場合
- 2 使用者は、ロゴ等の使用承認が取り消された場合、当該使用取消の日からロゴ等を使用できないものとする。
- 3 市は、第1項の使用取消により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。 (使用の非独占性等)
- 第10条 この要領による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ 等を使用する権利を付与するものではなく、また、使用者又は使用者がロゴ等を使用して製 作した物品等について市が推奨するものではない。

(経費等の負担)

第11条 市は、この要領による申請に要する費用及びロゴ等の使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第12条 市は、ロゴ等の使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、ロゴ等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに全責任を負い対処するものとする。
- 3 使用者は、ロゴ等の使用に際し故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第13条 市長は、ロゴ等の利用促進等を図る観点から、第4条の申請によるロゴ等の使用状況について、情報を公開することができる。

(事務)

第14条 この要領に関する事務は、市民局喜入支所総務市民課が行う。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、ロゴ等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

付 即

この要領は、令和6年5月20日から施行する。